日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2015. 11. 17
No.15-029

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

11 月 11 日原告団へカンパ贈呈
日航本社前座り込みに参加し、
12 回目のカンパ 総額 930 万円

11月11日は、午前中に東京高裁でマタハラ裁判（客室乗務員組合員が、妊娠中に地上勤務での就労希望を却下されて無休休職を命令された件）の第二回口頭弁論が行われ、午後は原告団及び支援者は本社前の座り込み（11月5日・6日・9日・10日に続き5日目）の取り組みが行われました。OB乗員有志の会会員も取り組みに参加し、本社前取り組みの中で原告団へ12回目となる50万円のカンパ贈呈を行いました。このカンパにより総額は930万円となりました。

会員及び支援者の皆様の協力に感謝し、お礼申し上げます。

今後も原告団への支援を宜しくお願い致します。

原告団へのカンパ贈呈

高収益、しかし乗員流失が止まらない！
自縄自縛の日航経営陣は問題解決に向けて誠実な労使交渉を

日航経営 は、**「止むを得ず（解雇通知書）」**整理解雇したとする2010年度決算以降、未曾有の高収益を6年連続で上げる事を10月30日に発表しました。

内容は上期決算1,199億円（史上最高）、整理解雇強行後の6年目・2016年3月期（2015年度決算） には予測2,040億円の高収益としています。

一方、健全な航空運送事業に赤信号

日航 からの乗員流出は、2015年度も止まる気配もなく続いており整理解雇以来180名を超えています。更に日本航空は乗員の高稼働が続き、事業計画維持さえ赤信号という状況です。

それも「止むを得ず」との理由で強行した整理解雇によって、無理やり人員を削減した結果です。一方、乗員が不足するからと言って60歳以上の特別運航乗務員制度を再開しましたが、乗員不足の解消には到底十分では有りません。それどころか引き続く乗員の流失で乗員不足の為に、経営は地上業務や安全教育を削減する始末です。

6月18日不当労働行為東京高裁で日航経営は断罪された

日航経営は、2010年12月31日の整理解雇強行に向けて、乗員組合と客室乗務員組合に対し、「争議権を確立すれば、3500億の融資は出来ない」（二次破綻する）と恫喝しました。東京都労働委員会・東京地方裁判所・東京高等裁判所と三度も経営の不当労働行為が断罪されました。

特に東京高裁判決は（要旨）**「労働組合の求めに妥協を図ることなく、労働組合の運営に介入してはならない。争議権は、会社との対等性を確保するための労働組合の根幹的な権利の一つ」**と指摘し、明確な法違反と断罪しています。

公共交通機関である日本航空経営は、早急に裁判所の判決を受け入れ、解決に向けた労使交渉を開始すべきではないでしょうか。

整理解雇問題の解決は、安全で明るい職場を取り戻し、健全な航空運送事業の確立、乗員流失を防止する観点でも有効に作用するはずです。

職場の団結強化で日本航空経営に解決を迫ろう

6月18日に東京高裁でJALの不当労働行為が断罪された勝利判決やILOの第三次勧告に向けての取り組み・準備も始まっています。

いくら高収益を上げても、日本航空経営への職場からの信頼は得られていません。法違反の是正、高稼働・労働条件の改善とともに整理解雇問題の解決は必須の状況です。

今後重要なことは、職場の団結でJAL 経営に誠実な労使交渉を行わせ、問題解決に向けた「経営の判断」を粘り強く追及する事にあります。

原告団よりカンパの御礼　**原告団より冬季カンパの御願い**

2015 年度　冬季カンパ支援　取り組み参加　宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!

原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：1 月 13 日(水)
マタハラ裁判　第三回口頭弁論　527 号法廷　11:00～
報告集会予定あり

＊JAL 整理解雇撤回を支援する
全客室乗務員の会：フリーマーケット　11 月 29 日 10 時～16 時
品川インターシティ（品川駅港南口 2 分）

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。